

## 低入札価格調査制度について

(別紙)

この入札に係る工事は、低入札価格調査制度の対象工事です。

低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令（昭和22年制令第16号）第167条の10第1項に基づく落札者決定に当たっての例外方法の一つで、基準価格未満の入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行った上で落札者の決定を行うものです。

中津市低入札価格調査実施要領（平成17年4月28日付中津市告示第136号）に基づいて行います。

- ① 低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」といいます。）を定めて入札を行います。
- ② 基準価格（予定価格に基準割合を乗じて得た額）を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を実施します。
- ③ 調査の結果によっては、最低価格入札者以外の者を落札者とする場合があります。入札に参加するに当たっては、特に次のことに注意願います。
  - 1 調査の対象となった場合には、入札日から7日以内に、別に定める様式により所定の事項について資料を作成し提出していただき、事情聴取を実施します。
  - 2 調査に当たって事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断することがあります。
  - 3 次の場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断されます。
    - ・ 提出された「工事費内訳書」の内容について、明確な根拠又は理由が説明されない場合。
- ~~④ 入札保証金は、最低価格入札者以外の方においても落札の可能性のある者については、落札者が決定するまでの間返却できません。また、入札保証保険契約の保証期間についても、あらかじめ、相当の期間（2か月程度）を設定しておく必要があることに留意してください。~~
- ⑤ 調査対象者が落札した場合は、施工体制台帳等を提出し必要に応じて現場代理人等から内容のヒアリングを行い、重点的な監督業務や厳格な検査を実施します。
- ⑥ 調査の結果、調査対象者が落札者となった場合において、契約保証の割合は請負代金額の10分の3以上とする。また、~~当該工事が完成検査に合格するまでは、当市が発注する他の工事の競争入札には参加できない。~~